

### 随意契約理由書

件名	川崎式BK117C-2型ヘリコプター用部品(その2)
契約の相手方	セントラルヘリコプターサービス株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>YAW SEMA(ヨー・スマート・エレクトロ・マグネチック・アクチュエーター)は、自動操縦装置の構成品の一部であり故障が発生した為交換修理が必要となったもの。</p> <p>上記業者は川崎重工業(株)が、製造販売した川崎式BK117型ヘリコプターの点検修理を専門にする会社であり、今回購入予定部品YAW SEMAの修理完了品は国内では上記業者のみが販売している。</p> <p>このため上記業者との随意契約を行うものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局警防部航空機動隊 航空整備係 (電話番号 303-1192)